

未利用飼料の実用化に向けて！！

その飼料、安全ですか？



国内で使用経験の無い飼料や安全性の確認されていない飼料を利用するためには、

- 飼料の使用によって生産された畜水産物（食用）が人の健康に被害を及ぼさないこと
- 飼料が家畜の健康を害し、畜水産物の生産性を低下させないこと
- 飼料が、家畜に対して、安心・安全なこと

飼料の安全性に関する基本的条件を「飼料の安全性評価基準」に基づいて科学的に裏付けるために、
給与対象となる動物ごとに安全性を確認する動物試験が必要です。

鶏ひなの成長試験



発育を制限したのち制限を解除すると急速に発育する代償性発育を利用した試験法で、制限給餌法で育成した鶏のひなに安全性未確認の飼料を給与して体重を測定し、増体量等により安全性を確認します。

豚の成長試験

与えた量に対する家畜の反応という用量反応関係を利用した試験法で、子豚に、安全性未確認の飼料を給与量を数段階に変えながら給与して体重を測定し、安全性未確認の飼料の増給量と増体量との用量－反応直線等により安全性を確認します。



養殖水産動物の成長試験



安全性未確認の飼料を養殖水産動物に給与して体重を測定し、増重率等により安全性を確認します。



科学飼料研究センターでは、ニジマス等の魚類を用いた成長試験を受託しています。

科学飼料研究センターでは、飼料の安全性評価基準に基づいた様々な試験を行っております。

詳しくは、ホームページ (<http://www.kashikyo.or.jp/>) または、科学飼料研究センターまでご相談ください。

一般社団法人日本科学飼料協会

科学飼料研究センター

〒286-0133 千葉県成田市吉倉821

TEL 0476-35-0411 FAX 0476-35-0557

ホームページ: <http://www.kashikyo.or.jp>

本部 技術部

〒104-0033 東京都中央区新川2-6-16

TEL 03-3297-5631 FAX 03-3297-5633

E-メール: info@kashikyo.lin.gr.jp